

# 役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 長生福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して、報酬を支給する。但し、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、下記の通りとする。

理 事 長	月 額	1 2 5 万円
理事及び評議員	月 額	0 円

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、毎月25日（支給日が金融機関休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 理事会の開催時に関しては、飲食費の実費額とする。

4 日当及び宿泊料は、次のとおりとする。

日 当	1日につき	3 0 0 0 円
宿泊料	1泊につき	実費額

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会の承認及び評議員会の決議を要する。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。